

大福祉船分第 1706 号

令和元年 12 月 20 日

介護事業者 代表者 様

大阪市福祉局高齢者施策部  
事業者指導担当課長

「改正健康増進法」及び「大阪府受動喫煙防止条例」  
に基づく受動喫煙防止対策について（通知）

平素は、介護保険事業の円滑な実施にご協力をいただきありがとうございます。

標記につきまして、本市健康局健康推進部受動喫煙防止対策担当課長より通知がありましたので、各事業者におかれましては誠に恐れ入りますが、下記の WEB アドレスから内容をご確認のうえ、適切な措置を講じていただきますようお願いいたします。

なお、受動喫煙対策に関するお問合せ先も、下記 WEB アドレスからご確認ください。

記

○ 健康局 通知文書の掲載アドレス

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000194274.html>

（発信元）  
大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課指定・指導グループ  
〒541-0055 大阪市中央区船場中央 3-1-7-331  
（船場センタービル 7 号館 3 階）  
電話：06-6241-6310 ファックス：06-6241-6608